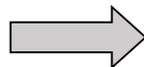


軽油引取税の「当分の間税率」の廃止について

地方税法附則第 12 条の 2 の 8 に規定する軽油引取税に係る「当分の間税率」は、廃止するものとする。

当分の間税率（現行）
32,100 円/1kℓ



本則税率
15,000 円/1kℓ

※ 「当分の間税率」導入の理由について、平成 22 年度税制改正大綱では「現在は石油価格も安定しており、化石燃料消費が地球温暖化に与える影響についても度外視できない状況にもあります。また、急激な税収の落ち込みにより、財政事情も非常に厳しい状況にあることも踏まえる必要があります。」とされているところ、廃止の理由をどのように説明するか。

※ 軽油引取税は地方税（都道府県税）であり、当分の間税率を廃止し、軽油引取税の税率を本則どおりにした場合、全都道府県の合計で約 5,100 億円（令和 2 年度予算）の減収となるため、代替財源について考え方を整理しておく必要があるのではないか。

※ 軽油引取税の「当分の間税率」を廃止に伴い、当該税率の運輸事業に与える影響に鑑み、その振興を助成するための運輸事業振興助成交付金の交付について定める「運輸事業の振興の助成に関する法律」（平成 23 年法律第 101 号）についても廃止することとなる。